

FAX送信状

送信年月日

平成 26 年 8 月 / 8 日

相手先FAX ( 06 - 6364 - 4816 )

宛先 林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

枚数 (表紙を含め) 7 枚

担当者

尾崎

連絡事項

本世話には、お返事あり。行政文書開示請求にていたしましたが、

該当する文書が存在しないため、ご参考には、下記の資料をお送り

致し、宜しくご査収下さい。

・ 日本年金機構 (厚生労働省) からの疑義照会回答 (厚年全保適) (板料)

・ 昭和61年4月1日付府和発第18号通知「国民年金法に於ける被扶養者の認定基準の運用について」

・ 昭和52年4月6日付保第9号、府保第9号通知「収入がある者が被扶養者の認定について」

厚生労働省保険局保険課

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線) 3247

03-3595-2556 (直通)

FAX 03-3504-1210

疑義照会回答（厚生年金保険 適用）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答
			案件	照会に関連する法令、条文	
	被扶養者(異動)届	5	夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定について	平成16年6月17日庁保険発第0617001号 「夫婦共同扶養の場合の健康保険被扶養者認定に係る取扱いの見直し」(平成15年5月19日総務省行政評価局長から社会保険庁長官へのあっせん)	当初は夫の両親2人と子3人が夫の被扶養者でしたが、子3人を夫の扶養から妻の扶養へ異動することとした異動届が提出されました。夫婦、夫の両親、子3人は同居しています。この場合、夫婦間で両親と子3人を分けて扶養することになりますが、認定は可能でしょうか。  夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定に当たっては、夫婦いずれの被扶養者にするかについて、年間収入の多少を認定に当たっての判断材料として、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うことと通知(以下「夫婦共同扶養取扱い通知」という。)されています。(「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について(昭和60年6月13日保険発第66号・庁保険発第22号)」、「政府管掌健康保険における夫婦共同扶養の場合の被扶養者の認定に係る取扱いについて」(平成16年6月17日庁保険発第0617001号)) また、家計とは、一家の生計を維持するために行われる家計経済の経営及びその秩序であると定義され、家庭経済の単位であり、日常の消費生活単位であるとされています。 本件については、同居する被扶養者を夫婦が共同で扶養しているならば、夫婦として一つの家計を維持していることになり、一つの家計の単位で家族の生計を主として維持する者を決定すべきであることから、夫婦共同扶養取扱い通知により、被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則夫婦いずれか一方を家族の生計を主として維持する者として取り扱うこととなります。 したがって、それぞれの被扶養者が夫婦いずれか一方の収入で生活を営み、明らかにその生計の基礎をいずれか一方に置いていると認められる場合を除き、夫妻双方に分けて被扶養者を認定することはできません。
	被扶養者(異動)届	6	生活保護受給世帯の被扶養者の認定における収入要件について	健康保険法第3条第7項 生活保護法31条 昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号 昭和61年4月1日庁保険発第18号	生活保護受給世帯の扶養認定における収入要件についてご教示願います。  <事例> 生活保護を受給している世帯の構成が、世帯主である妻、障害者である夫、小学生である子1名の3人で同居しています。また、妻には就労により年1,305,600円の収入があり、夫には就労により年48,000円の収入があります。なお、世帯に対して生活保護費が年間1,680,000円支給されており、その支給対象者は世帯主である被保険者(妻)とされています。  健康保険法第3条第7項において、「被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの」と被扶養者の定義がされています。 この場合、被保険者である妻の年収を超える生活保護費が支給されており、被保険者が夫、子の生計を主として維持しているとは言えないため、扶養認定できないと考えてよいでしょうか。
	被扶養者(異動)届	7	貸与制に移行する司法修習生の被扶養者	健康保険法第3条第7項 健康保険法施行	司法制度改革により、司法修習生については従来給費制であった給与が、貸与制の修習資金に変更されました。 貸与制の修習資金は、月額23万円の基本額を無利子で貸付け、修習

Q

疑義照会回答（厚生年金保険 適用）

掲載日	区分	整理番号	質問		回答	
			案件	照会に関連する法令、条文 内容		
			認定について	規則第38条 裁判所法第67条の2 昭和61年4月1日 日庁保発第18号 昭和52年4月6日 日保発第9号、庁保発第9号	終了後5年間は返還を据え置き、その後、10年間の年賦により返還することとされています。この修習資金を受けている者の被扶養者認定の取扱いについてご教示願います。	欄により判断されます。 裁判所法第67条の2に規定される貸与制の修習資金については、定期的に貸与単位期間の1ヵ月ごと23万円（最低18万円）貸与されるため、修習資金の目的と貸与額からも、その貸与を受けている司法修習生がそれ以外の者の収入により生計を維持されているとは言い難く、被保険者との関連における生活の実態からも被扶養者として取り扱うことは妥当ではありません。 このため、貸与額の修習資金を受けている者については、被扶養者として認定することはできません。
	被扶養者（異動）届	8	自営業者等収入がある者の健康保険被扶養者の認定について	健康保険法第3条第7項、健康保険法施行規則第38条 昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号 昭和61年4月1日庁保発第18号	認定対象者が自営業を行っている場合、直近の確定申告書のコピーにより「収入金額」から「当該遂行のための必要経費」を控除した額で、健康保険被扶養者の認定の可否を判断しています。確定申告書の収支内訳書の経費に計上される「減価償却費」について、「当該遂行のための必要経費」に該当するのかが判断について、ご教示ください。	健康保険の扶養認定基準については、昭和52年4月6日保発第9号・庁保発第9号により、収入基準を定めているところであり、収入の算定については、昭和61年4月1日庁保発第18号と同様の扱いをしているところです。 通知において、年間収入とは、「認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定すること」とされており、また、収入の算定に当たっては、「恒常的な収入のうち資産所得、事業所得などで所得を得るために経費を要するものについては、社会通念上、明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を総額控除し、当該控除後の額をもって収入とすること」とされています。 この照会の減価償却費の計算の基となる資産に対する支出が、必要な経費かどうか具体的な内容についての記載がないため一概に判断できませんが、仮に必要な経費と認められる場合においても、確定申告書上に項目がある減価償却費は、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額ではないため、恒常的な収入から控除することはできません。 確定申告書のコピーが添付されている場合は、控除額の所得を判断するのではなく、総収入から売上原価を差し引いた項目を基準とし、そこから社会通念上、明らかに当該所得を得るための必要経費を控除した額により判断してください。 （なお、当該所得を得るための必要経費については、事案等が異なるため、一律な整理には馴染みませんが、必要経費について疑義が生じた場合は、実態を聞き取ったうえで、具体的事例に基づきご照会ください。）
2014/07/15	被扶養者（異動）届	9	扶養者の認定について	—	扶養者の認定における退職後に失業保険給付を受給する者の取扱いについて 退職後雇用保険の失業給付を受給している者については日額3,611円（60歳未満：130万円未満の基準）を超える場合、失業給付受給期間については扶養認定できない取扱いとなっておりますが、短期一時金として受給する者の場合（一時金は日額×給付日数で計算される）の取扱いについて下記①、②のどちらの考え方になるでしょうかご教示願	雇用保険法第40条に定められる特例一時金については、同法第38条に規定される短期雇用特例被保険者が失業し、一定の要件を満たした場合に支給されるものであり、基本手当の日額の30日分を限度とした、一時金による求職者給付を行うものである。 そのため、雇用保険における通常の被保険者に対する基本手当とは異なり、扶養対象者の恒常的な所得の現況を判断し得る性質のものではないため、被扶養者認定の対象となる収入には該当しない。

扶養配偶者に該当するものとする。

3 認定対象者が農業者である場合その他の認定対象者の職業、生活実態を勘案すれば1及び2により被扶養配偶者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

前文(第五次改正)抄

[前略]平成五年四月一日から適用する。

厚○二四二

○国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について

定基準の運用について

昭和六十一年四月一日 庁保発第一八号  
各都道府県民生主管理部(国民年金主管課)長宛  
社会保険庁年金保険部国民年金課長通知

[改正経過]

第一次改正 昭和六十二年四月二十七日庁保発第一四号  
第二次改正 平成元年四月二十一日庁保発第一一号

国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)第七条第二項に規定する主として第二号被保険者の収入により生計を維持することの認定の基準については、昭和六十一年三月三十一日庁保発第一三三号「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通知により通知されたところであるが、その運用上の留意事項は次のとおりであるので、遺憾なきよう取り扱われるたい。

1 第三号被保険者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が、健康保険、船員保険若しくは共済組合の被扶養者として認定されている場合又は所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者として取り扱われている場合(控除対象配偶者として取り扱われていない場合であつ

国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について

四八一八(一四九〇〇六)

て、前年における年間収入が一〇万円未満(認定対象者が概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては一六〇万円未満)である場合を含む。は、これを第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持している者(以下「被扶養配偶者」という。)として取り扱うこと。ただし、認定対象者がこれらに該当する場合であつても、被扶養配偶者の認定基準に該当しないことが明らかであるとき又は農業者年金の被保険者であるときは、この限りでないこと。

2 「第二号被保険者と同一の世帯に属する」とは、認定対象者が第二号被保険者と生計を共にし、かつ、同居している場合をいうものであること。ただし、勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は勤務等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居を要しないものとする。

3 「年間収入」とは、認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定すること。したがつて、一般的には、前年の収入によつて現在の状況を判断しても差し支えないが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られると認められることが前提であること。

なお、収入の算定に当たつては、次の取扱いによること。

(1) 恒常的な収入には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの(又はその予定のもの)がすべて含まれること。

(2) 恒常的な収入のうち資産所得、事業所得などで所得を得るために経費を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を総額から控除し、当該控除後の額をもつて収入とすること。

(3) 給与所得(給与、年金、恩給等)は、控除前の総額を収入とすること。

4 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある認定対象者の取扱いに関しては、「事実婚姻関係の認定について」(昭和五十五年五月十六日庁保発第一五号都道府県知事あて社会保険庁年金保険部長通達)及び「事実婚姻関係の認定事務について」(昭和五十五年五月十六日庁保発第一三号都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長・国民年金主管課(部)長あて社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長通知)の例により事実婚姻関係の認定を行つた後に、被扶養配偶者の認定を行うこと。

1/2

収入がある者についての被扶養者の認定について

五二二二

○収入がある者についての被扶養者の認定について

昭和五十二年四月六日 保発第九号・庁保発第九号  
各都道府県知事宛 厚生省保険局長・社会保険庁医務  
保険部長連名通知

〔改正経過〕

- 第一次改正 (昭和五十六年四月一日保発第二二一号・庁保発第六号)
- 第二次改正 (昭和五十八年四月二日保発第二九号・庁保発第八号)
- 第三次改正 (昭和五十九年四月二日保発第三六号・庁保発第九号)
- 第四次改正 (昭和六一年四月一日保発第五五号・庁保発第一八号)
- 第五次改正 (昭和六二年四月一日保発第二九号・庁保発第八号)
- 第六次改正 (平成元年四月一日保発第三〇号・庁保発第一三号)
- 第七次改正 (平成三年一月二日保発第八四号・庁保発第二四号)
- 第八次改正 (平成四年三月二日保発第一六号・庁保発第一号)
- 第九次改正 (平成五年三月五日保発第一五号・庁保発第四号)

健康保険法第一条第二項各号に規定する被扶養者の認定要件のうち「主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ」に該当するか否かの判定は、専らその者の収入及び被保険者との関連における生活の実態を勘案して、保険者が行う取扱いとしてきたところであるが、保険者により、場合によっては、その判定に差異が見受けられるという問題も生じているので、今後、左記要領を参考として被扶養者の認定を行われたい。

なお、貴管下健康保険組合に対しては、この取扱要領の周知方につき、ご配慮願いたい。

記

- 1 被扶養者としての届出に係る者(以下「認定対象者」という。)が被保険者と同一世帯に属している場合
  - (1) 認定対象者の年間収入が一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては一八〇万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入の二分の一未満である場合は、原則として被扶養者に該当するものとする。
  - (2) 前記(1)の条件に該当しない場合であつても、当該認定対象者の年間収入が一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては一八〇万円未満)であつて、かつ、被保険者の年間収入を上廻らない場合には、当該世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養者に該当するものとして差し支えないこと。
- 2 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合  
認定対象者の年間収入が一三〇万円未満(認定対象者が六〇歳以上の者である場合又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあつては一八〇万円未満)であつて、かつ、被保険者からの援助に依る収入額より少ない場合には、原則として被扶養者に該当するものとする。
- 3 前記1及び2により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくか

2/2

け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うものとする。

4 前記取扱いによる被扶養者の認定は、今後の被扶養者の認定について行うものとする。

5 被扶養者の認定をめぐって、関係者間に問題が生じている場合には、被保険者又は関係保険者の申し立てにより、被保険者の勤務する事業所の所在地の都道府県保険課長が関係者の意見を聴き適宜必要な指導を行うものとする。

6 この取扱いは、健康保険法に基づく被扶養者の認定について行うものであるが、この他に船員保険法第一条第三項各号に規定する被扶養者の認定についてもこれに準じて取り扱うものとする。

前 文 (第九次改正) 抄

[前略] 平成五年四月一日から実施する。

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

厚②三二〇

### ○夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について

昭和六十年六月十三日 保険発第六六号・庁保険発第一二二二号  
各都道府県民生主管部(局長) 厚生省保険局保険・国民健康保険・社会保険庁医療保険部健康保険・船員保険課長連名通知

標記については、今般、別紙のとおり行うこととしたので、左記事項に留意のうえ、その円滑な取扱いを図られたく、通知する。

これに伴い、昭和四十三年三月八日保険発第一七号・庁保険発第一号通知は廃止する。

なお、この件については、各種共済組合法所管省を含めた社会保険各省連絡協議会において決定されたものであるので、念のため申し添える。

おつて、貴管下健康保険組合並びに市町村及び国民健康保険組合に対する周知方につき、御配慮願いたい。

記

- 1 夫婦共同扶養の場合において、適切かつ迅速な被扶養者の認定が行われるよう別紙の取扱いが定められたものであること。
- 2 被扶養者の認定に関し、被用者保険の保険者間の協議が整わない場合には、速やかな解決を図るため、別紙の2により、都道府県民生主管部(局長) 以下「保険課長」という。において、斡旋を行うものであること。
- 3 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者である場合における被扶養

五二二三